

【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2025年2月14日
【発行者（受託者）名称】 三菱UFJ信託銀行株式会社
【代表者の役職氏名】 取締役社長 長島 巖
【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】 三菱UFJ信託銀行株式会社
フロンティア事業開発部 デジタルアセット事業室
室長 一口 義仁
【電話番号】 03-3212-1211（代表）
【発行者（委託者）氏名又は名称】 合同会社コリーナ
【代表者の役職氏名】 代表社員 一般社団法人コリーナ
職務執行者 本郷 雅和
【住所又は本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
東京共同会計事務所内
【事務連絡者氏名】 三菱UFJ不動産投資顧問株式会社
投資運用第二部 金田 哲
【電話番号】 03-4332-9951
【届出の対象とした募集有価証券の
名称】 MUFGリアルティ・トークン自由が丘（デジタル名義書
換方式）
【届出の対象とした募集有価証券の
金額】 一般募集 1,732,800,000円
（注）募集有価証券の金額は、発行価額の総額です。ただし、今回の募集の
方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異
なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行
価格の総額は上記の金額とは異なります。
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年2月13日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、発行者の指定する販売先である三菱UFJ信託銀行株式会社（銀行勘定）の状況等に関する事項を追加し、また、発行者の指定する販売先である三菱UFJ信託銀行株式会社（銀行勘定）への販売口数が決定されたため、これに関する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国信託受益証券の募集（売出）要項

1.4 その他

（添付書類）

引受契約書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国信託受益証券の募集（売出）要項】

1.4【その他】

<訂正前>

（前略）

（5）引受人は、発行者が指定する販売先として、三菱UFJ信託銀行株式会社（銀行勘定）（以下「指定先」ということがあります。）に対し、本募集の対象となる本受益権のうち、最大で800口を販売する予定です。

（6）売却・追加発行の制限について

本募集に関連して、指定先に、引受人に対し、引受契約締結日から2026年3月末日までの期間中、引受人の事前の書面による同意なしには、本受益権の譲渡等を行わない旨を約するよう要請する予定です。引受人は上記の期間内であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有する予定です。

（後略）

< 訂正後 >

(前略)

(5) 引受人は、発行者が指定する販売先として、三菱UFJ信託銀行株式会社（銀行勘定）（以下「指定先」ということがあります。）に対し、本募集の対象となる本受益権のうち、800口を販売する予定です。指定先の状況等については、以下のとおりです。

指定先の状況

a. 指定先の概要	名称	三菱UFJ信託銀行株式会社	
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	
	代表者の役職及び氏名	取締役社長 長島 巖	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第19期（自2023年4月1日 至2024年3月31日） 2024年6月25日に関東財務局長に提出	半期報告書 事業年度 第20期中（自2024年4月1日 至2024年9月30日） 2024年11月29日に関東財務局長に提出
b. 発行者と指定先との関係	出資関係	発行者が保有している指定先の株式の数 （2025年2月14日現在）	-
		指定先が保有している本受益権の数 （2025年2月14日現在）	-
	人事関係	委託者と指定先との間には、人事関係はありません。受託者は指定先と同一の法人です。	
	資金関係	委託者と指定先との間には、資金関係はありません。受託者は指定先と同一の法人です。	
	技術又は取引等の関係	委託者と指定先との間には、技術又は取引等の関係はありません。受託者は指定先と同一の法人です。	
c. 指定先の選定理由	指定先は、アセット・マネージャーの親会社であり、アセット・マネージャーと指定先との関係に鑑み、本受益者と指定先及びアセット・マネージャーの利益を共通のものにするという観点から、指定先として選定しています。		
d. 販売しようとする本受益権の数	800口		
e. 受益権の保有方針	発行者は、指定先より、指定先が保有した本受益権については、特段の事情がない限り、保有を継続する意向であることを確認しています。		

f. 払込みに要する資金等の状況	発行者は、指定先が提出済みの前記有価証券報告書等にて、貸借対照表及び連結貸借対照表における現金及び預金を確認することにより、指定先が上記800口の払込みに要する資金を有していると判断しています。
g. 指定先の実態	発行者は、指定先より、反社会的勢力等とは一切関係ない旨の説明を受けており、指定先が反社会的勢力等との関係を有していないものと判断しています。

本受益権の譲渡制限

指定先は、本募集に関連して、その保有することになる本受益権の売却等の制限に関する合意をします。その内容については、後記「(6) 売却・追加発行の制限について」をご参照ください。

発行条件に関する事項

本募集における本受益権の一部を指定先に販売するものであり、指定先への販売は本募集における発行価格にて行われるため、指定先に対して特に有利な条件には該当しません。

受益権併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

その他参考になる事項

該当事項はありません。

(6) 売却・追加発行の制限について

本募集に関連して、指定先は、引受人との間で、引受契約締結日から2026年3月末日までの期間中、引受人の事前の書面による同意なしには、本受益権の譲渡等を行わない旨を合意します。引受人は上記の期間内であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有します。

(後略)